

イベント開催時のチェックリスト

別紙1

【第2版 令和4年7月22日公開 香川県】

開催概要

本項目では、チェックリストを記入する前に、イベントの情報をご登録ください。

イベント名

EN-MUSUかがわ発！縁結びセミナー
声の表現から学ぶ感情コミュニケーション

出演者・チーム等

対象者：イベントユーザー登録者（結婚希望の独身者）

（多数のため収まらない場合 → 別途、一覧をご提出ください。）

開催日時

令和 4年 9月 4日 13時 30分 ~ 16時 00分

（複数回開催の場合 → 別途、開催する日時の一覧をご提出ください。）

開催会場

丸亀市市民交流活動センターマルタス

会場所在地

丸亀市大手町2丁目4番11号

主催者

かがわ縁結び支援センター

主催者所在地

高松市番町1丁目10番35号

主催者連絡先

(電話番号)
087-862-1711

(メールアドレス)
k-enmusubi@kagawa-swc.or.jp

収容率(上限)

100%^(※)
(大声なし)

人と人が触れ合わない程度の間隔

50%^(※)
(大声あり)

十分な人ととの間隔
(できるだけ 2m、最低 1m)

収容人数

72人

参加人数

40人

その他特記事項

セミナー受講のため、大声なし

(※) 大声の定義を「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」とし、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントは「大声あり」に該当することと整理する。

感染防止策チェックリスト

【第2版 令和4年7月22日公開 香川県】

基本的な 感染防止

イベント開催時には、下記の項目（イベント開催時
必要な感染防止策）を満たすことが必要です。

※5,000人かつ収容率50%超のイベント開催時には、個別のイベントご
との具体的な対策を記載した「感染防止安全計画」の提出が必要です。

①飛沫の抑
制（マスク
着用や大声
を出さない
こと）の徹
底



【大声なしの場合】

飛沫が発生するおそれのある行為を抑制する
ため、大声（※）を出さないこと（「大声あり」のイベントの場合は除く。）や適切なマ
スク（不織布マスクを推奨。以下同じ。）の
正しい着用を周知・徹底し、こうした行為を
する者がいた場合には、個別に注意、退場処
分等の措置を講じる。

（※）大声の定義を「観客等が、①通常よりも大きな声量
で、②反復・継続的に声を発すること」とする。

【大声ありの場合】

「大声なしの場合」の「大声」を「常時大声
を出す行為」と読み替える。

②手洗、手
指・施設消
毒の徹底



こまめな手洗や手指消毒の徹底を促す（会場
出入口等へのアルコール等の手指消毒液の設
置や場内アナウンス等の実施。）。



主催者側による施設内（出入口、トイレ、共
用部等）の定期的かつこまめな消毒の実施。

③換気の徹
底



機械換気による常時換気又は窓開け換気

④来場者間
の密集回避



入退場時の密集を回避するための措置（入場
ゲートの増設や時間差入退場等）の実施。



休憩時間や待合場所での密集も回避するため
の人員配置や動線確保等の体制構築。



大声を伴わない場合には、人と人が触れ合
わない間隔、大声を伴う可能性のあるイベン
トは、前後左右の座席との身体的距離の確保

感染防止策チェックリスト

【第2版 令和4年7月22日公開 香川県】

基本的な 感染防止

イベント開催時には、下記の項目（イベント開催時の必要な感染防止策）を満たすことが必要です。

※5,000人かつ収容率50%超のイベント開催時には、個別のイベントごとの具体的な対策を記載した「感染防止安全計画」の提出が必要です。

⑤飲食の制限

- 飲食時の感染防止策（飲食店に求められる感染防止策等を踏まえた十分な対策）の徹底。
- 飲食中以外のマスク着用の推奨。
- 長時間マスクを外す飲食は、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、可能な限り、飲食専用エリア以外（例：観客席等）は自粛。
- 自治体等の要請に従った飲食・酒類提供の可否判断（提供する場合には飲酒に伴う大声等を防ぐ対策を検討。）。

⑥出演者等の感染対策

- 有症状者（発熱又は風邪等の症状を呈する者）は出演・練習を控えるなど日常から出演者やスタッフ等の健康管理を徹底する。
- 練習時等、イベント開催前も含め、声を発する出演者やスタッフ等の関係者間での感染リスクに対処する。
- 出演者やスタッフ等と観客がイベント前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じる（誘導スタッフ等必要な場合を除く。）。

⑦参加者の把握・管理等

- チケット購入時又は入場時の連絡先確認やアプリ等を活用した参加者の把握。
- 入場時の検温、有症状（発熱又は風邪等の症状）等を理由に入場できなかつた際の払戻し措置等により、有症状者の入場を確実に防止。
- 時差入退場の実施等イベント前後の感染防止の注意喚起。